

職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

平成20年10月17日
和歌山市人事委員会

◎ 勧告のポイント

- 1 月例給は、公民較差(220円 0.05%)が小さいことから、改定は見送り
- 2 期末・勤勉手当は、民間の支給割合とおおむね均衡しており、改定は見送り
- 3 人材確保のため、医師の初任給調整手当を引上げ
- 4 職員の勤務時間を、1日7時間45分、1週間当たり38時間45分に見直し

1 公民給与の比較

(1) 職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査

- ア 平成20年4月1日に在職する職員(技能労務職員及び企業職員を除く。)2,514人を対象に給与実態調査を行った。このうち、民間給与との比較を行う一般行政職員は1,528人である。
- イ 市内の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所から層化無作為抽出した74事業所について、職種別民間給与実態調査を行った。

(2) 月例給

本年4月分の職員及び民間の月例給について職種、役職段階、年齢等の給与決定要素が同じ者を比較したところ、職員の給与が民間の給与を220円(0.05%)下回っていることが判明した。

(3) 特別給(ボーナス)

平成19年8月から平成20年7月までの民間のボーナスの平均給与月額に対する支給割合を算定したところ、4.52月分となっており、職員の期末・勤勉手当支給月数(4.50月)とおおむね均衡していることが判明した。

2 給与改定の内容

(1) 月例給

較差が小さいこと、本年の人事院勧告の趣旨を勘案し、改定を見送り

(2) 期末・勤勉手当

民間の支給割合とおおむね均衡していることから、改定を見送り

(3) 初任給調整手当

医師の人材確保のため、人事院勧告との均衡を考慮して引上げ(平成21年4月1日実施)

3 勤務時間の見直し

市内民間事業所における平均所定労働時間の調査結果及び人事院勧告の内容等を考慮して、1日7時間45分、1週間当たり38時間45分とする。(平成21年4月1日実施)

4 その他の報告

(1) 人事給与制度について

本市では、職務、職責及び勤務実績を給与に反映し得るよう給与制度の改革を行ってきており、今後も国や他の地方公共団体の動向に留意しながら検討を進めることが必要である。

勤務実績をより重視した給与制度への移行に当たっては、現在試行中の人事評価制度について、客観的で公平性や透明性が高く、実効性のあるものとしていくことが重要である。

(2) 総労働時間の短縮について

総労働時間の短縮を図ることは、職員の心身の健康を維持し、公務能率の向上に資するだけ

でなく、職業生活と家庭生活の調和を図るためにも重要である。

毎年の報告の中で時間外勤務の縮減について要請してきているが、依然として一部の職場において長時間に及ぶ時間外勤務が行われている実態があり、なお一層の対策が必要である。

年次有給休暇の取得状況については、今後もより取得しやすい環境づくりを進めていくことが求められる。

(3) 職員の健康保持について

職員が心身ともに健康でその職務に従事することは、職員やその家族にとってはもちろん、公務能率の観点からも重要である。

近年、公務を取り巻く状況が大きく変化し、職員の精神面への負担が増大しており、依然として休業者に占める精神性疾患患者の割合が高い水準で推移している。

任命権者においては、職員のメンタルヘルス対策に関して、予防・治療並びに回復後の職場復帰及び再発防止を円滑かつ効果的に行うことができるように、十分な配慮が必要である。

(4) 職業生活と家庭生活の両立支援について

少子高齢化、核家族化が急速に進展する中、職員が男女を問わず、その職務から完全に離れることなく職業生活と家庭生活を両立できるよう職場環境の整備を図ることが求められている。

各種制度の利用促進のため、職員の意識改革とともに、より制度を利用しやすい環境の整備が求められており、本市においても引き続き職員の職業生活と家庭生活の両立支援のための取組を進めていく必要がある。

(5) 人材の確保・育成について

本市の職員採用試験受験者は、少子化、民間企業の採用増加等の要因により減少傾向にある。

一方、団塊世代の大量退職期にあること及び行政ニーズの複雑化・多様化への対応のため、有為な人材の確保・育成が必要である。

本委員会では公平、公正の確保を図りつつ、人物評価を重視するなど多様で有為な人材の確保に取り組んでいるところである。

人材の育成については、任命権者において、計画的な職員の能力開発・育成の取組を引き続き推進していく必要がある。

<人事院勧告の内容>

1 民間給与との較差（月例給） 136円（0.04%）

2 主な内容

(1) 較差が極めて小さいことから、月例給の改定見送り

(2) 期末・勤勉手当は民間とおおむね均衡し、改定なし

(3) 医師及び歯科医師について、初任給調整手当の引上げ（年間給与で約11%引上げ）

(4) 本府省業務調整手当の新設

(5) 職員の勤務時間を1日7時間45分、1週間38時間45分に改定

（(3)～(5)は平成21年4月1日実施）